

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 平成二十七年第三回東京都議会定例会の招集……………（財務局主計部議案課）……………一
- 市街地再開発事業の事業計画の変更認可……………（都市整備局市街地整備部再開発課）……………一
- 建築基準法による一団地の区域……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………一
- 平成二十三年東京都告示第四百二十五号（東京都港湾管理条例の規定に基づき知事が指定する施設及び修繕等）の廃止……………（港湾局港湾経営部経営課）……………三
- 東京都港湾管理条例の規定に基づき知事が指定する施設及び修繕等……………（同）……………三
- 東京都地下高速電車記念一日乗車券の発売……………三
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………三
- 生活文化局都民生活部地域活動推進課……………三
- 土地区画整理事業の換地計画の縦覧……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）……………五
- 東京都指定給水装置工事業業者の指定……………（水道局）……………五

告示

○東京都指定給水装置工事業業者の事業廃止……………（同）……………六

●東京都告示第千三百八十号
平成二十七年第三回東京都議会定例会を、九月十八日に招集する。
平成二十七年九月十一日
東京都知事 外 添 要 一

●東京都告示第千三百八十一号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の十六第一項の規定に基づき南小岩七丁目西地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十七年九月十一日
東京都知事 外 添 要 一

一 施行者の氏名又は名称

スターツコーポレーション株式会社及び一般財団法人首都圏不燃建築公社

二 事業施行期間

平成二十四年一月十二日から平成二十八年三月三十一日まで

三 施行地区

江戸川区南小岩七丁目地内

四 第一種市街地再開発事業の名称及び事務所の所在地並びに施行認可の年月日
南小岩七丁目西地区第一種市街地再開発事業

中央区日本橋三丁目四番十号 スターツ八重洲中央ビル六階
平成二十四年一月十二日
事業計画の変更の認可の年月日
平成二十七年九月十一日

●東京都告示第千三百八十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。
平成二十七年九月十一日
東京都知事 外 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日
大田区平和島一丁目一番一の一部及 平成二十七年八月二十四日
び同番二

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第千三百八十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第千三百十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十七年九月十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(中央区湊二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【支点】

支点②は、中央区湊二丁目3番24の最北端とする。

【格子の回転角度】

支点② 01度56分57秒

※格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

※支点①に係る形質変更時要届出区域については、平成27年東京都告示第171号により指定を解除した。

●東京都告示第千三百八十四号

平成二十三年東京都告示第四百二十五号(東京都港湾管理条例の規定に基づき知事が指定する施設及び修繕等)は、廃止する。

平成二十七年九月十一日

東京都知事 舛 添 要 一

附 則

この告示は、平成二十七年九月十四日から施行する。

●東京都告示第千三百八十五号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第二十七条第一項第一号に規定する知事が指定する岸壁及び棧橋、同項第二号に規定する知事が指定する船舶給水施設、同項第三号に規定する客船ターミナル施設の部分及び同条第二項第二号に規定する知事が指定する修繕等は、次のとおりとする。

平成二十七年九月十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 知事が指定する岸壁及び棧橋

有明小型船発着所浮桟橋及び青海小型船発着所浮桟橋

二 知事が指定する船舶給水施設

島しょ港湾に設置する船舶給水施設

三 知事が指定する客船ターミナル施設の部分

晴海客船ターミナル、竹芝客船ターミナル、有明客船ターミナル及び青海客船ターミナル以外の客船ターミナル施設

四 知事が指定する修繕等

船舶の性能検査に伴う修繕

附 則

この告示は、平成二十七年九月十四日から施行する。

告 示 (交)

●交通局告示第四号

東京都地下高速電車記念一日乗車券を次のように発売する。

平成二十七年九月十一日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

一 記念乗車券の名称

(一) 都営地下鉄「秋」のワンデーパス

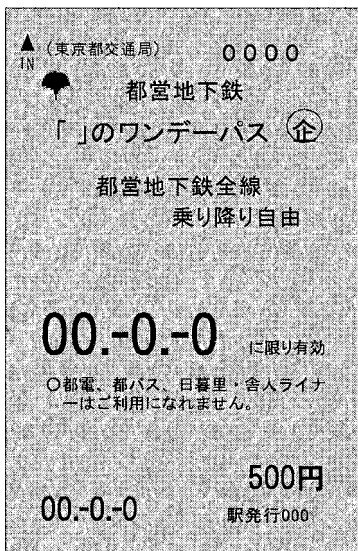
(二) 都営地下鉄「冬」のワンデーパス

二 記念乗車券の種類及び運賃

東京都地下高速電車記念一日乗車券 大人 五百円、小児 二百五十円

三 記念乗車券の様式

(一) 大人用



(二) 小児用

四 記念乗車券の発売期間

(一) 都営地下鉄「秋」のワンデーパス

平成二十七年九月十二日から同年十一月二十三日までの東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日とする。

(二) 都営地下鉄「冬」のワンデーパス

平成二十七年十二月十二日から平成二十八年一月二十四日までの東京都の休日に関する条例に定める休日とする。

五 記念乗車券の効力

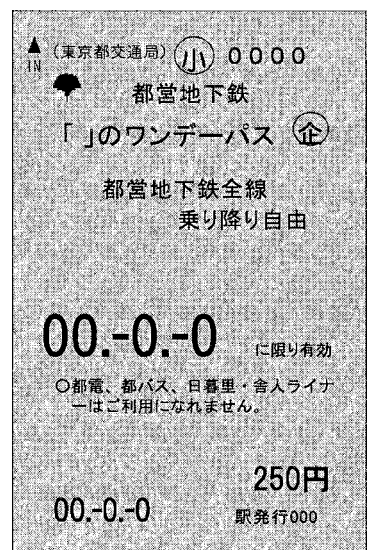
発売日一日に限り、都営地下鉄に何回でも乗降車することができ。

六 記念乗車券の発売場所

都営地下鉄の各駅(押上駅、目黒駅、白金台駅、白金高輪駅及び新宿線新宿駅を除く。)

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について



特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年九月十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人八王子視覚障害者福祉協会

三 代表者の氏名

福田 謹一

四 主たる事務所の所在地

東京都八王子市明神町四丁目二番二号 秀和第二八王子レジデンス一〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、八王子市及び近隣市内に居住する視覚障害者に対して外出支援、社会参加に係る事業、並びに文化と健康、又は福祉に係る事業を行い、市民との共生を図るとともに、地域の健全なる福祉増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ビー・エイチ・エヌ テレコム支援協議会

三 代表者の氏名

藤田 聰

四 主たる事務所の所在地

東京都台東区上野五丁目二十四番十一号 NTT上野ビル

五 定款に記載された目的

本会は人道支援と国際貢献の立場に立ち、主に情報通信分野を中心として、会員及び協力する個人または団体が所有する諸資源を活用して発展途上国などの自助努力を支援し、政府、企業レベルとは異なるNGO(エヌジオー)としての立場から主に情報通信などを用いた支援活動を行うことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 A SEED JAPAN

三 代表者の氏名

土谷 和之、永井 亮

四 主たる事務所の所在地

東京都台東区上野五丁目三番四号 クリエイティブONE秋葉原ビル七階

五 定款に記載された目的

この法人は、青年が中心となって、環境問題の中に内在する社会的不正を解決することを目的とする。その

際、以下の基本原則を踏まえて行動する。

(1) 環境問題を、経済や社会の構造そのものから見据えていく。

(2) 青年の立場から、環境問題をわかりやすく伝えていく。

(3) 長期的視野を持って社会を変えていく。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人再チャレンジ東京

三 代表者の氏名

宇田川 雄弘

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区新宿六丁目二十八番八号 ラ・ベルティ新宿九〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般人及び中小・中堅企業経営者に対して過重債務問題などで窮地にある企業等の事業再生構築や財務再構築の再建計画の策定及びその助言・支援を行うことにより、広く一般市民、中小・中堅企業経営者の駆け込み寺またはセーフティネット(安全網)として活動する。さらに青少年のいじめ・自殺の防止策を企画・立案し、実施することで、自殺者を減らし、健全な経済・社会生活の実現に貢献することを目的に設立する。(以上原文のまま掲載)

<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年七月二十一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ハッピーステップス</p> <p>三 代表者の氏名 新井 玲子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区西新橋一丁目二十二番四号 Space R</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、リサイクル活動等を通じ環境保護に寄与し、また生活改善・経済発展のための支援事業を行い、広く国内外の公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>土地区画整理事業の換地計画の縦覧について 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第八十条第二項の規定により、東京都市計画事業晴海四・五丁目土地区画整理事業の換地計画を縦覧に供するので、土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第五十五条の二において準用する同令第三条の規定により、次のとおり公告する。 平成二十七年九月十一日 東京都市計画事業晴海四・五丁目土地区画整理事業 施行者 東京都 代表者 東京都知事 舩 添 要 一 縦覧期間 平成二十七年九月二十五日(金曜日)から同年十月八日(木曜日)まで</p>	<p>二 縦覧時間 午前九時から午後五時まで</p> <p>三 縦覧場所 中央区勝どき一丁目七番三号 東京都第一市街地整備事務所</p> <p>東京都指定給水装置工事業者の指定について 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第十六条の二第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事業者を次のとおり指定した。 平成二十七年九月十一日 東京都水道局長 醍 醐 勇 司</p>	<p>九一七五 株式会社 岡野 京生 埼玉県久喜市太田袋六百二十八番地</p> <p>九一七六 株式会社 岸 信雄 江戸川区江戸川二丁目四番地二</p> <p>九一七七 マコト総建株式会社 長谷川誠一 神奈川県綾瀬市大上六丁目二十番十四号</p> <p>九一七八 株式会社 マルシンビルサービス 佐藤 昭仁 神奈川県厚木市酒井五百七十三番地一</p> <p>九一七九 株式会社 村上 達也 西多摩郡瑞穂町大字石畑千六百二番地</p> <p>九一八〇 前澤工業 前澤 政和 江戸川区南葛西四丁目十三番二十三号</p> <p>九一八一 株式会社 相創 宮本 真人 神奈川県平塚市西八幡三丁目八番十一号</p> <p>九一八二 株式会社 藤田 隆文 足立区東綾瀬二丁目三番三号</p> <p>九一八三 アール7合同会社 永井 潤 八王子市泉町千四百六十八番地五</p> <p>九一八四 UP株式会社 今田 壮祐 千葉県鎌ヶ谷市東中沢二丁目十四番十一号</p>
---	--	--

九一八五 大面建設 大面 護 山梨県甲府 同日
株式会社 市塩部三丁目二番八号

九一八六 アップラ 原 由美 埼玉県所沢 同日
イズ 市大字下安松千五百七十八番地の

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成二十七年九月十一日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

指定番号 商号 代表者 住所 廃止年月日

五七五六 有限会社 石井 秀男 港区西麻布 平成二十

イシイ住 宅設備 番十五号 一年九月

二六一〇 村上設備 村上 正治 西多摩郡瑞 平成二十

工業所 穂町石畑千 七年七月

六百二番地 二十日

四二八三 有限会社 福田 正巳 三鷹市野崎 同月二十

福田設備 工業所 二丁目十一 七日

番五号

四七三〇 多摩ライ 井出 齊 調布市柴崎 同月三十

ニング株 式会社 二丁目三十 一日

二番地三

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)
電話 〇三(五三三二)一一一一

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001